

東郷町制 50 周年記念ロゴマーク 使用基準



令和2年4月

東 郷 町

はじめに

東郷町制 50 周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）は、令和 2 年度に東郷町制 50 周年を迎えるにあたり、町内外に広く PR するとともに、より多くの町民の皆さんと 50 周年を盛り上げていくために、「東郷町制 50 周年」をイメージして作成したものです。

この使用基準は、ロゴマークを正しく使用していただくために、その表示方法や注意事項等をまとめたものです。

ロゴマークを使用するには

ロゴマークを使用するには、「東郷町制 50 周年記念冠事業」としての承認が必要です。「東郷町制 50 周年記念冠事業」の申請方法については、「東郷町制 50 周年記念冠事業取扱要領」を参照してください。

ロゴマーク使用の方法が決まったら、概ねロゴマークの使用を開始する 14 日前までに、別添様式「東郷町制 50 周年記念ロゴマーク使用申請書」を企画情報課に提出してください。

また、ロゴマーク使用物品等が完成したら、その使用物品等の現物又は使用状況がわかる物品等の写真を企画情報課に提出してください。

なお、ロゴマークの使用期限は、令和 3 年 3 月 31 日（水）までとします。

※ロゴマークは、本町が提供するデジタルデータを使用してください。

ロゴマークのデザイン



「5」の部分は、東郷町の花であるアヤメと豊かな自然と水を表現しています。

「0」の部分は、老若男女が協力し、誰もが幸せに生きていけるような明るい未来を表現しています。

サイズ・比率

サイズに特に規定はありませんが、文字等が識別できる程度の大きさ以上になるようにしてください。

また、ロゴマークを縮小又は拡大して使用する場合は、縦横の比率を変更しないでください。

バリエーション

オリジナルカラー



モノクロ



オリジナルカラーまたはモノクロで使用してください。

使用不可の例

【変更（一部を削除）】



【加筆】



【縦横比率の変更】



【重ね合わせ】



※ここで挙げた例以外にも使用不可となる場合がありますので、必ず使用申請書提出の時に使用案を併せて提出してください。

その他

- ① ロゴマークの著作権、その他一切の権利は本町にあります。
- ② ロゴマーク使用物件の性質等により、本基準により難しい場合は、企画情報課（連絡先等は背表紙に記載してあります。）にご相談ください。

東郷町制50周年記念ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

(あて先) 東郷町長 様

申請者 団 体 名
代表者氏名
住 所

令和2年 月 日付(東企発第 ー 号)で承認いただきました、冠事業について、東郷町制50周年記念ロゴマークを下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用に当たっては、東郷町制50周年記念ロゴマーク使用基準の内容を遵守します。

記

使用目的	
使用内容等	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
作成数量	

※ロゴマークの使用方法がわかる書類(例:ポスター校正原稿、デザイン案等)を添付してください。



東郷町イメージキャラクター
トッピー

東郷町制 50 周年記念ロゴマーク使用基準

令和 2 年 4 月

東郷町企画部企画情報課

住 所 〒470-0198
愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

T E L 0561-56-0716 (ダイヤルイン)

F A X 0561-38-0001

E-mail tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp